

# 道路維持管理要領

(点検)

令和7年度  
仙台松島道路

 宮城県道路公社

# 総 目 次

I 点検一般-----	1
1. 適用-----	2
2. 点検の目的-----	2
3. 点検の種別-----	2
4. 点検の頻度-----	2
5. 点検計画書の作成-----	2
6. 点検の対象構造物、項目-----	3
7. 判定の標準-----	3
8. 写真の撮影と整理-----	3
9. 点検結果の報告-----	3
10. 処置方針について-----	4
11. 対象構造物・点検項目----- (表-1) -----	5
II 項目別判定の標準-----	6
1. 路面-----	
1-(1) 製装-----	7
1-(2) 伸縮装置-----	9
1-(3) 縁石-----	10
2. のり面-----	
2-(1) 植生のり面-----	11
2-(2) 特殊のり面-----	12
2-(3) メーソンリー-----	14
2-(4) コンクリート擁壁-----	15
3. 排水施設-----	
3-(1) 路面排水施設-----	17
3-(2) のり面排水施設-----	18
3-(3) 橋梁排水施設-----	19
3-(4) 側道・道路隣接地域排水施設-----	20
4. 橋梁-----	
4-(1) コンクリート構造物 (上部工) -----	21
4-(2) コンクリート構造物 (下部工) -----	23
4-(3) 鋼構造物-----	24
4-(4) 鋼橋床版-----	25
4-(5) 塗装-----	26
4-(6) 支承-----	27
4-(7) 高欄・地覆-----	28
5. カルバート-----	29
6. 交通安全施設-----	31
7. 交通管理施設-----	33
8. その他の施設-----	34
《付録》-----	35
1. 年間点検工程計画書 -----	36
2. 年間総括調書 -----	37
3. 点検月間調書 -----	38
4. 点検報告書 (その1) -----	39
5. 点検報告書 (その2) -----	41

# I 点検一般

1. 適用	2
2. 点検の目的	2
3. 点検の種別	2
4. 点検の頻度	2
5. 点検計画書の作成	2
6. 点検の対象構造物、項目	3
7. 判定の標準	3
8. 写真の撮影と整理	3
9. 点検結果の報告	3
10. 処置方針について	4
11. 対象構造物・点検項目 (表-1)	5

## 1. 適用

本手引きは、宮城県道路公社が管理する道路の点検業務に適用するものである。

## 2. 点検の目的

道路の点検とは、一般交通および第三者に支障を及ぼさないよう道路を常時良好な状態に維持し、修繕するために、道路の状況を的確に把握し、評価・判定する目的で行うものである。

また、必要に応じて道路の利用状況などについても把握するものとする。

## 3. 点検の種別

点検の種別は次のとおりである。

### (1)定期点検

構造物に接近して、定期的に点検するものである。

### (2)臨時点検

定期点検を補完するため、必要（異常気象時等）に応じて臨時的に点検するものである。

## 4. 点検の頻度

各点検種別ごとの点検頻度は原則として次のとおりである。

①定期点検	-----	2回／年
②臨時点検	-----	必要な都度

## 5. 点検計画書の作成

点検業務の実施にあたっては、あらかじめ点検計画書を作成のうえ行う。

計画書には次の事項を記載する。

- ①点検の種別、範囲、箇所
- ②点検の工程（年間点検工程計画書）----- (様式-1)
- ③点検者の構成と連絡体制
- ④点検の方法
- ⑤報告書の作成方法
- ⑥その他特に関係のある事項

## 6. 点検の対象構造物項目

点検の対象構造物は、項目は（表－1）に示すとおりである。

## 7. 判定の標準

点検の結果発見された損傷の程度を区分するため、対象構造物の点検項目ごとに下記の判定区分にもとづいて判定の標準を定めるものとする。

### 判 定 の 標 準

判定区分	一 般 的 状 況
AA	損傷が著しく、交通の安全確保、または第三者に対し、支障となっているかもしくはその恐れがあり、緊急補修の必要のある場合
A	損傷が大きく、補修するかどうかの検討が必要な場合
B	損傷が小さいが補修するかどうかの検討が必要な場合
OK	損傷がないが、あっても軽微で、補修する必要がない場合

※項目の判定の標準については・・・・・ II. 項目別判定の標準に基づく

## 8. 写真の撮影と整理

点検結果の確認と記録のため、構造物の全景と損傷を示す写真の撮影を必要に応じて行い、それを整理保管する。

## 9. 点検結果の報告

点検結果は下記の様式に記録し、監督員に報告するものとする。また、必要に応じて口頭などにても報告するものとする。

- ①点検表 ----- (様式－2)
- ②点検調書 ----- (様式－3)
- ③点検報告書 ----- (様式－4)

## 10. 処置方針について

点検結果にもとづく処置方針については、監督員が記入するものとする。  
ただし、判定AAに相当する場合は、応急処置を行い点検者が速やかに口頭にて監督員に報告するものとする。

### 処置方針

応急処置	調査中に損傷や以上を発見し、軽微な機材にて応急補修をするもの
緊急補修	判定でAAと判断されたもので、速やかに補修を行う必要があるもの
臨時点検	点検の結果からでは、損傷の評価（判定不能、技術上からの補修の要否・補修の優先度など）が十分にできず、再点検に必要性がありと判断した場合に緊急に行うもの
調査	点検の結果では管理事務所で損傷の評価が出来ない場合、公社（道路管理課）に調査を依頼するもの
観察	損傷はあるが補修に至らなかった場合に今後の点検の中で追跡的に行われるもの
補修	判定の標準に係わらず補修が必要なもの

# 対象構造物・点検項目目録

(表-1)

区分	細目区分	種別	項目	細目区分	種別	項目	細目区分	種別	項目
1. 路面	(1)舗装	1)アスファルト舗装	①路上障害物(落石、崩土など)②油よごれ・路面のよごれ③油よごれ・角落④ひびわれ⑤油よごれ・角落⑥ひびわれ⑦繊維の凸凹	4. 橋梁	1)コンクリート構造物 (上部工)	①RC桁 ②PC桁 ③RC床版 ④PC床版	1)RC桁 ①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④ひびわれ・角落⑤空洞・豆板⑥ひびわれ・角落⑦繊維下の建築限界		
	2)コンクリート舗装	①路上障害物(落石、崩土など)②油よごれ・角落③油よごれ・角落④ひびわれ・角落⑤油よごれ・角落⑥ひびわれ・角落⑦繊維の凸凹	5)繊維の露出・腐食⑧繊維下の建築限界						
(2)伸縮装置	1)切削目地など	①本体の損傷②目地周辺の損傷③隙間の損傷④隙間の損傷⑤隙間の異常	6)沈下・移動・倒れ⑦洗掘・川床低下						
	2)ゴムジョイント	①本体の損傷②後づの損傷③段差④隙間の異常	1)沈下・移動・流失						
	3)鋼製ジョイント	①本体の損傷②後づの損傷③段差④隙間の異常							
(3)縁石	1)アスファルト縁石	①本体の損傷	1)鋼析	①部材のひびわれ②部材の変形・陥落③Hゴリの陥落・ゆるみ					
	2)アスファルトコンクリート縁石	①崩落②亀裂・はくれ③剥離・角落④洗掘⑤排水・湧水⑥樹木の倒れ⑦樹木の枯損⑧塵芥などの堆積	2)鋼床版	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④リベットの脱落・ゆるみ⑤異常音⑥構梁下の建築限界					
2. のり面	(1)植生のり面	①前落②油よごれ・角落③油よごれ・角落④排水・湧水⑤涌水⑥樹木の倒れ⑦樹木の枯損⑧塵芥などの堆積	3)鋼横梁	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④強制鋼板の付着					
	(2)特殊のり面	①ひびわれ・はくれ②ゆるみ③はくれ・はくれ④洗掘⑤排水・湧水	4)鋼橋床版	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤床版					
	2)場所打コンクリート枠	②せり出し・はくれ③空洞④洗掘	5)塗装	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④塗装の異常⑤異常音⑥塵芥・土砂などの堆積					
	3)モルタル吹付	⑤排水・湧水	6)支承	①本体の損傷②付属物の損傷③漏食④塗装コート・漆喰モルタル・保護					
	4)コンクリート吹付	⑥樹木の倒れ⑦落石防護柵	1)鋼製支承	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④塗装の異常⑤異常音⑥塵芥・土砂などの堆積					
	5)コンクリート張	⑧塵芥	2)ゴム支承	①本体の損傷②付属物の損傷③漏食④塗装コート・漆喰モルタルの損傷					
	6)落石防護柵	①本体の損傷②付属物の損傷③漏食④基礎部の損傷⑤樹木の倒れ⑥樹木の枯損	2)コンクリート製高欄	①ひびわれ・はくれ・角落②はくれ・はくれ③はくれ・はくれ④洗掘					
	7)落石防護柵	⑦高欄・地覆	3)地覆	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④漏食⑤樹木の倒れ⑥樹木の枯損					
(3)メーンソリ-	1)コンクリートロング積	①ひびわれ・ゆるみ②せり出し・はくれ③沈下・移動・倒れ④目地の異常⑤排水・湧水	4)カルバート	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④漏食⑤樹木の倒れ⑥樹木の枯損					
	2)石積	⑥ふとんかご	5)コンクリートロング張	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	4)石張	⑦コンクリートロング井	6)コンクリートロング井	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	5)蛇かご	1)コンクリート構造物	7)コンクリート構造物	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	6)ふとんかご	2)無筋コンクリート擁壁	8)コンクリート構造物	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	7)コンクリートロング井	3)路肩側溝	9)排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	7)コンクリート構造物	4)円形水路	1)路面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
3. 排水施設	(1)路面排水施設	5)縦こうのみ口	2)中央分離帯のみ口	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		6)中央分離帯のみ口	7)排水管	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		7)排水管	8)マンホール	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
	(2)のり面排水施設	9)マンホール	1)のり面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		1)路肩側溝	2)中央分離帯	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		2)円形水路	3)路肩側溝	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		3)ロードドレッサー	4)路肩側溝	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		4)中央分離帯	5)集水ます	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		5)縦こうのみ口	1)橋梁排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		6)中央分離帯のみ口	2)橋梁排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		7)排水管	3)橋梁排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		8)集水ます	4)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
		9)マンホール	5)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			6)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			7)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			8)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			9)側面排水施設	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			10)オバーフラッシュ	①漏水・遮離石灰②ひびわれ・角落③はくれ・角落④洗掘⑤排水・湧水					
			11)交通量・走行速度・渋滞・事故など	①交通量・走行速度・渋滞・事故など②維持工事などの実施状況					
				(主として交通保安)③その他					

## II 項目別判定の標準

### 1. 路面

1 - (1) 舗装	7
1 - (2) 伸縮装置	9
1 - (3) 縁石	10

### 2. のり面

2 - (1) 植生のり面	11
2 - (2) 特殊のり面	12
2 - (3) メーソンリー	14
2 - (4) コンクリート擁壁	15

### 3. 排水施設

3 - (1) 路面排水施設	17
3 - (2) のり面排水施設	18
3 - (3) 橋梁排水施設	19
3 - (4) 側道・道路隣接地域排水施設	20

### 4. 橋梁

4 - (1) コンクリート構造物（上部工）	21
4 - (2) コンクリート構造物（下部工）	23
4 - (3) 鋼構造物	24
4 - (4) 鋼橋床版	25
4 - (5) 塗装	26
4 - (6) 支承	27
4 - (7) 高欄・地覆	28
5. カルバート	29
6. 交通安全施設	31
7. 交通管理施設	33
8. その他の施設	34

## 1. 路面

### 1-(1) 舗装 判定の標準

舗装の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
舗装	アスファルト 舗装	①路上障害物 (落下物、落石、崩土など) 油よごれ 路面のよごれ	路上障害物、油よごれ、 または路面のよごれなどがあり、交通に支障となっている。	—	
		②ポットホール はがれ 陥没	著しいポットホールなどがあり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	(高速および準高速) 深さ20mm以上、径20cm以上のポットホールなどがある。 (一般道) 深さ30mm以上、径30cm以上のポットホールなどがある。	ポットホールなどの深さ 高速・準高速 一般道 10mm以上 15mm以上 20mm未満 30mm未満
		③段差	構造物の取付部などに急激に発生した著しい段差があり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	段差 高速 準高速 一般道 橋梁取付部 20mm 30mm 40mm 以上 以上 以上 横断構造物 30mm 30mm 40mm 取付部 以上 以上 以上 切盛境	段差 高速 準高速 一般道 橋梁取付部 10mm 15mm 20mm 以上 以上 以上 20mm未満 30mm 40mm 未満 未満 横断構造物 10mm 15mm 20mm 取付部 以上 以上 以上 切盛境 30mm 30mm 40mm 未満 未満 未満
		④わだち掘れ	—	わだち深さ 高速 準高速 一般道 一般部 25mm 30mm 45mm 以上 以上 以上 登坂 40mm 45mm 55mm 車線 以上 以上 以上	わだち深さ 高速 準高速 一般道 一般部 15mm 20mm 25mm 以上 以上 以上 25mm未満 30mm 45mm 未満 未満 登坂 20mm 25mm 45mm 車線 以上 以上 未満 40mm 45mm 未満
		⑤ひびわれ	—	・路体の変形に起因すると考えられる。幅5mm以上のひびわれが縦断または横断方向にある。 ・亀甲状のひびわれがあり、降雨時などにはがれたり、または凹地になつて支持力を失う恐れがある。	・路体の変形に起因すると考えられる。幅5mm未満のひびわれが縦断または横断方向にある。 ・亀甲状のひびわれがある。
		⑥縦断の凹凸 コルゲーション	—	・縦断の凹凸が大きく乗り心地が悪い。 ・コルゲーション(凹凸の差) 高速・準高速 一般道 30mm以上 40mm以上	・縦断の凹凸が認められる。 ・コルゲーション(凹凸の差) 高速 準高速 一般道 10mm 15mm 20mm 以上 以上 以上 30mm 30mm 40mm 未満 未満 未満
		⑦薄層舗装の はくり	—	わだち部分がはがれて機能を失っている。	—

細目区分	種別	項目	判 定		A A	A	B
			—	—			
コンクリート舗装		⑧漏 水	—	縦断曲線の凹部または平面曲線の変化点において、排水施設の機能低下、または路面の変形により、局部的な漏水が降雨ごとに発見される。	—	—	—
		①路上障害物（落下物、落石、崩土など）油よごれ 路面のよごれ	路上障害物、油よごれ、または路面のよごれなどがあり、交通に支障となっている。	—	—	—	—
		②穴あき 陥 没	著しい穴あきなどがあり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	(高速および準高速) 深さ20mm以上、径20cm以上の穴あきなどがある。 (一般道) 深さ30mm以上、径30cm以上の穴あきなどがある。	穴あきなどの深さ 高速・準高速 10mm以上 20mm未満	一般道 15mm以上 30mm未満	—
		③段 差	スリップバー、タイバーの切断、変形を伴う著しい段差があり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	段 差 高速 15mm 以上 準高速 20mm 以上 一般道 30mm 以上	段 差 高速 10mm 以上 準高速 15mm 以上 一般道 20mm 以上	—	—
		④摩 耗 (わだち掘れ)	—	摩耗深さ 高速 一般部 25mm 以上 準高速 30mm 以上 一般道 45mm 以上	摩耗深さ 高速 一般部 15mm 以上 準高速 20mm 以上 一般道 25mm 未満	摩耗深さ 高速 登坂 40mm 以上 準高速 45mm 以上 一般道 55mm 以上	摩耗深さ 高速 登坂 20mm 以上 準高速 25mm 以上 一般道 45mm 未満
		⑤ひびわれ 角 落	—	広範囲に、亀甲状のひびわれ、または角落などがあり、雨水の浸入によって路盤などに悪影響を及ぼす恐れがある。	—	—	ひびわれ、角落などがあるが、雨水の浸入によって路盤などに悪影響を及ぼす恐れは少ない。
		⑥変 形 (縦横断の凹凸)	—	各ブロックの舗装版が著しく不規則な変形を起こしている。	—	各ブロックの舗装版が不規則な変形を起こしている。	—
		⑦目地部の 破損	著しい目地部の角欠けなどがありまたは引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	目地部の角欠け、またはシール材の浮き上がりなどがあり、雨水の浸入によって路盤などに悪影響を及ぼす恐れがある。	—	目地部の角欠け、またはシール材の浮き上がりなどがあるが、雨水の浸入によって路盤などに悪影響を及ぼす恐れは少ない。	—
		⑧版の座屈 持ち上がり	著しい舗装版の座屈、持ち上がりがあり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	舗装版の座屈、持ち上がりがある。	—	—	—
		⑨漏 水	—	縦断曲線の凹部、又は平面曲線の変化点において排水施設の機能低下、又は路面の変形により局部的な漏水が降雨ごとに発見される	—	—	—

## 1-(2)伸縮装置 判定の標準

### 伸縮装置の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B																				
伸 縮 装 置	切削目地 など	①本体の損傷	著しいシール材の脱落または目地部の開きなどがあり、または引き継ぎ進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>長さ1m以上のシール材の脱落がある。</li> <li>幅20mm以上の目地部の開きがある。</li> </ul>	シール材が局部的に破損したり脱落したりしている。																				
		②目地周辺の 損傷	目地周辺に著しいくぼみまたは盛り上がりがあり、または引き継ぎ進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	目地周辺に深さ20mm以上、長さ1m以上、幅5cm以上のくぼみ、または盛り上がりがある。	目地周辺にくぼみ、または盛り上がりがある。																				
		③漏 水	目地からの漏水があり、第三者に支障となっている。	目地からの漏水があり、他の部材に悪影響を及ぼしている。	—																				
		④異常音	—	目地部を車が通過する際に、通常の擦過音以外の金属たたき音、衝撃音など著しい異常音がある。	異常音がある。																				
ゴム ジョイント 鋼製 ジョイント	①本体の損傷	著しい損傷があり、または引き継ぎ進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェースプレートに溶接部の破損または長さが1m以上の浮き上がりがある。</li> <li>アンカーボルト取付金具の欠損がある。</li> <li>長さ50cm以上のフェースゴムの脱落がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェースプレートに局部的な溶接部の破損、または浮き上がりがある。</li> <li>アンカーボルト取付金具のゆるみがある。</li> <li>ボルトホールの充填物の剥離がある。</li> <li>フェースゴムのひびわれ破損がある。</li> </ul>																					
		②後打材の 損傷	著しい損傷があり、または引き継ぎ進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅5mm以上の本体と後打材、または後打材と舗装のすき間がある。</li> <li>幅0.3mm以上、長さ50cm以上のひびわれがある。</li> </ul>	幅0.2mm以上、長さ30cm以上のひびわれがある。																				
	③段 差	著しい段差があり、または引き継ぎ進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">段 差</th> </tr> <tr> <th>高 速</th> <th>準高速</th> <th>一般道</th> </tr> <tr> <td>15mm 以上</td> <td>20mm 以上</td> <td>30mm 以上</td> </tr> </table>	段 差			高 速	準高速	一般道	15mm 以上	20mm 以上	30mm 以上	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">段 差</th> </tr> <tr> <th>高 速</th> <th>準高速</th> <th>一般道</th> </tr> <tr> <td>10mm 以上</td> <td>15mm 以上</td> <td>20mm 以上</td> </tr> <tr> <td>15mm 未満</td> <td>20mm 未満</td> <td>30mm 未満</td> </tr> </table>	段 差			高 速	準高速	一般道	10mm 以上	15mm 以上	20mm 以上	15mm 未満	20mm 未満	30mm 未満
段 差																									
高 速	準高速	一般道																							
15mm 以上	20mm 以上	30mm 以上																							
段 差																									
高 速	準高速	一般道																							
10mm 以上	15mm 以上	20mm 以上																							
15mm 未満	20mm 未満	30mm 未満																							
④遊間の異常	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊間が閉塞され、橋梁本体に設計値以上の応力が生じている恐れがある。</li> <li>遊間が異常に開いており衝撃音が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊間がせばまり、伸縮に支障となる恐れがある。</li> <li>遊間が大きく開いている。</li> </ul>																						
⑤漏 水	目地からの漏水があり第三者に支障となっている。	目地からの漏水があり、橋梁部材に悪影響を及ぼしている。	—	—																					
	⑥異常音	—	目地部を車が通過する際に、通常の擦過音以外の金属たたき音、衝撃音など著しい異常音がある。	異常音がある。																					

### 1-(3)縁石 判定の標準

縁石の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			①本体の損傷	・プレキャストコンクリート縁石に著しい浮き上がり、または逸脱などがあり、交通に支障となっている。	・プレキャストコンクリート縁石に著しいはくり、または鉄筋の露出がある。 ・アスファルト縁石に著しい破損があり排水機能を損なっている。
縁 石	アスファルト 縁石 プレキャスト コンクリート 縁石				

## 2. のり面

### 2-(1) 植生のり面 判定の標準

植生のり面の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
植生のり面	—	①崩 落	崩落があり、または引続きその可能性があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	崩落はしているが、進展の恐れは少ない。	崩落はしているが、進展の恐れはない。
		②亀 裂 はらみ出し 陥 没	崩落に結びつく著しい亀裂、はらみ出し、または陥没があり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	遠くからでも明らかに視認できる程度の亀裂、はらみ出しちゃは陥没があるが進展の恐れは少ない。	亀裂、はらみ出しちゃは陥没があるが、進展の恐れはない。
		③肌 落 ガリー浸食	—	広範囲にわたる肌落、ガリー浸食(掘れ溝)があり、進展の恐れがある。	部分的な肌落、ガリー浸食(掘れ溝)があるが、進展の恐れはない。
		④小段などの堆積土	落下に結びつく落石、崩土などの堆積があり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	落石、崩土などの堆積があるが、落下の恐れは少ない。	落下、崩土などの堆積があるが、落下の恐れはない。
		⑤湧 水	崩壊に結びつく、通常はにごったことのない湧水の急激なにごり、または湧水量の急激な変化などがあり交通または第三者に支障となる恐れがある。	湧水の変化が著しいが、崩壊の恐れは少ない。	湧水があるが、崩壊の恐れはない。
		⑥樹木の倒れ 雑草の異常繁茂	樹木の倒れ、傾き、または雑草などの異常繁茂があり、交通に支障となっている。	樹木の倒れ、傾き、または雑草などの異常繁茂がある。	—
		⑦植生の枯損	—	植生による被覆が小程度(被覆率30%未満)である。	植生による被覆が中程度(被覆率30%以上70%未満)である。
		⑧塵芥などの堆積	—	のり面に多量の投棄物があり、環境衛生上好ましくない。	—
		⑨浮 石 転 石	のり面、または斜面上に著しく不安定な状態で浮石または転石があり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	のり面、または斜面上に不安定な状態で浮石または転石がある。	—

## 2-(2)特殊のり面 判定の標準

### 特殊のり面の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
特殊のり面	コンクリートブロック枠 場所打コンクリート枠	①ひびわれ はくり	欠落に結びつく著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	広範囲にわたりひびわれまたははくりがあり、進展の恐れがある。	局部的にひびわれ、またははくりがあるが、進展の恐れは少ない。
		②ゆるみ はらみ出し 陥没	抜け落または崩落に結びつく著しいゆるみ、はらみ出し、または陥没があり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ゆるみ、はらみ出しままたは陥没があるが、進展の恐れは少ない。	ゆるみ、はらみ出しままたは陥没があるが、進展の恐れはない。
		③洗掘	—	基礎または本体の周辺が著しく洗掘されており、進展の恐れがある。	基礎または本体の周辺が洗掘されているが、進展の恐れは少ない。
		④排水 湧水	抜け落ちまたは崩壊に結びつく著しい目地などからの出水、水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがあり、本体に悪影響を及ぼすような、背面水圧の上昇などの恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがある。
モルタル吹付 コンクリート吹付	①ひびわれ はくり	欠落に結びつく著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	広範囲にわたりひびわれ、またははくりがあり、進展の恐れがある。	局部的にひびわれまたははくりがあるが、進展の恐れは少ない。	
		②せり出し はらみ出し 目地のずれ	崩壊に結びつく著しいのり先のせり出し、はらみ出しままたは目地のずれがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	のり先のせり出し、はらみ出し、または目地のずれがあるが、進展の恐れは少ない。	のり先のせり出し、はらみ出し、または目地のずれがあるが、進展の恐れはない。
	③空洞	—	—	降雨後の晴天日に、モルタルまたはコンクリート面が早く乾燥していたり(白いまだらとなっている)、水抜き穴などから著しい土砂が流出したりした形跡がある。 ・ハンマーによるたたき音から空洞化の恐れがある。	
		④洗掘	—	本体の周辺が著しく洗掘されており、進展の恐れがある。	本体の周辺が洗掘されているが、進展の恐れは少ない。
		⑤排水 湧水	抜け落ちまたは崩壊に結びつく著しい、目地などからの出水、水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがあり、本体に悪影響を及ぼすような、背面水圧の上昇などの恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがある。
コンクリート張	①ひびわれ はくり	欠落に結びつく著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	広範囲にわたりひびわれ、またははくりがあり、進展の恐れがある。	局部的にひびわれ、またははくりがあるが、進展の恐れは少ない。	

細目区分	種別	項目	判 定		
			AA	A	B
落石防止網 落石防止柵	②せり出し はらみ出し 目的のずれ	崩壊に結びつく著しい り先のせり出し、はらみ出 し、または目地のずれがあ り、交通または第三者に支 障となる恐れがある。	のり先のせり出し、はら み出し、または目地のずれ があるが、進展の恐れは少 ない。	のり先のせり出し、はら み出し、または目地のずれ があるが、進展の恐れはな い。	
		③洗 挖	—	本体の周辺が著しく洗掘 されており、進展の恐れが ある。	本体の周辺が洗掘されて いるが進展の恐れは少な い。
		④排 水 湧 水	抜け落、または崩壊に結 びつく著しい目地などから の出水、水のにごり、水量 の変化、または水抜き穴の 詰まりなどがあり、交通ま たは第三者に支障となる恐 れがある。	目地などからの異常な出 水、急な水のにごり、水量 の変化または水抜き穴の詰 まりなどがあり、本体に悪 影響を及ぼすような背面水 圧の上昇などの恐れがあ る。	目地などからの異常な出 水、急な水のにごり、水量 の変化、または水抜き穴の 詰まりなどがある。
	①本体の損傷	網、またはロープに機能 低下に結びつく切断、脱落 著しい破損または支柱の倒 れなどがあり、交通または 第三者に支障となる恐れが ある。	網、ロープ、または支柱 に広範囲な破損、変型、 または傾きなどがある。	網、ロープ、または支柱 に局部的な破損、変型また は傾きなどがある。	
		②附属物の損 傷	—	取付金具、またはボルト に脱落などがあり、本体の 損傷の恐れがある。	取付金具、またはボルト に脱落、または破損などが ある。
		③腐 食	—	広範囲にわたって著しく 腐食している。	局部的に著しく腐食して いる。
		④基礎部の損 傷	—	アンカーの浮き上がり、 または基礎周辺の洗掘など があり、本体の損傷の恐れ がある。	アンカーの浮き上がり、 または基礎周辺の洗掘など があるが、本体の損傷の恐 れは少ない。
		⑤網背面など の堆積土	防止網、または防止柵の 背面に落下に結びつく落石 または崩土の堆積があり、 交通または第三者に支障と なる恐れがある。	防止網、または防止柵の 背面に落石、または崩土の 堆積があり本体に悪影響を 及ぼしている。	防止網、または防止柵の 背面に落石、または崩土の 堆積があるが、本体に悪影 響は及ぼしていない。
	編 柵	①本体の損傷	杭、または編柵の著しい 破損などによる土砂流出が あり、または引き続きそ の可能性があり、交通または 第三者に支障となっている かその恐れがある。	杭、または編柵に破損ま たは腐食などがあり、土砂 流出の恐れがある。	杭、または編柵に破損ま たは腐食などがあるが、土 砂流出の恐れが少ない。

2-(3)メーソンリー 判定の標準  
メーソンリーの定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分	種別	判定項目	AA	A	B
メソーンリー	コンクリートブロック積石積 コンクリートブロック張石張	①ひびわれ ゆるみ はらみ	欠落または崩壊に結びつく、著しいひびわれ、ゆるみ、またははらみがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ、ゆるみ、またははらみが著しく、進展の恐れがある。	ひびわれ、ゆるみ、またははらみがあるが、進展の恐れは少ない。
		②沈下 移動 倒れ	倒壊に結びつく著しい沈下、移動または倒れがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	沈下、移動、または倒れが大きく進展の恐れがあつたり、上部のり面などに悪影響を及ぼしたりしている。	沈下、移動、または倒れが小さく、進展の恐れが少ない。
		③目地の異常	—	目地のずれ、開きまたは段差などが著しく進展の恐れがある。	目地のずれ、開き、または段差などがあるが、進展の恐れは少ない。
		④洗掘	—	基礎または本体の周辺が著しく洗掘されており、進展の恐れがある。	基礎または本体の周辺が洗掘されているが、進展の恐れは少ない。
		⑤排水 湧水	抜け落、または崩壊に結びつく著しい、目地などからの出水、水のにごり水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがあり、本体に悪影響を及ぼすような背面水圧の上昇などの恐れがある。	目地などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴の詰まりなどがある。
リ	蛇かご ふとんかご	①鉄線の切断 ・破損腐食	中詰材の脱落に結びつく、かご鉄線の切断、著しい破損、または腐食があり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	かご鉄線に切断著しい破損、または腐食があり、中詰材が脱落する恐れがある。	かご鉄線に、切断、破損または腐食があるが中詰材が脱落する恐れは少ない。
		②変形	崩壊に結びつく著しいかごの、ずり落ち、またはずれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	かごに、ずり落ち、またはずれなどがあり、ほかの構造物に悪影響を及ぼしている。	かごに、ずり落ち、またはずれなどが認められるが、安定している。
	コンクリートブロック井桁	①ひびわれ はくり	欠落に結びつく著しいひびわれなどあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	広範囲にわたりひびわれ、またははくりがあり、進展の恐れがある。	局部的に、ひびわれ、またははくりがあるが、進展の恐れは少ない。
		②ゆるみ はらみ出し	抜け落または崩落に結びつく、著しい、ゆるみ、またははらみ出しがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ゆるみ、またははらみ出しがあり進展の恐れがある。	ゆるみ、またははらみ出しがあるが、進展の恐れは少ない。

## 2-(4)コンクリート擁壁 判定の標準

### コンクリート擁壁の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			AA	A	B
コンクリート擁壁	鉄筋コンクリート擁壁	①ひびわれ 角 落	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)または角落があり、ひびわれ最小間隔が50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)がありひびわれ最小間隔が50cm以上1m未満である。
		②はくり	はくりがあり、さらに引き続き、その可能性があり交通または第三者に支障となる恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		③鉄筋の露出 ・腐 食	—	主構造部分の主鉄筋が、大きく(長さ50cm以上)露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が局部的に露出したり、腐食したりしている。
		④沈 下 移 動 倒 れ	倒壊に結びつく著しい沈下、移動、または倒れがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	沈下、移動、または倒れが大きく、進展の恐れがあつたり、上部のり面などに悪影響を及ぼしたりしている。	沈下、移動、または倒れが小さく、進展の恐れが少ない。
		⑤目地の異常	—	目地のずれ、開き、または段差などが著しく、進展の恐れがある。	目地のずれ、開き、または段差などがあるが、進展の恐れは少ない。
		⑥洗 挖	—	基礎、または躯体の周辺が著しく洗掘されており、進展の恐れがある。	基礎、または躯体の周辺が洗掘するされているが、進展の恐れが少ない。
		⑦排 水 湧 水	倒壊に結びつく著しい、目地などからの出水、水のにごり、水量の変化、またはたは水抜き穴の詰まりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	目地または打継目などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがあり、本体に悪影響を及ぼすような背面水圧の上昇などの恐れがある。	目地または打継目などからの出水、急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがある。
無筋コンクリート擁壁	無筋コンクリート擁壁	①ひびわれ 角 落	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ、または角落が大きく、進展する恐れがある。	ひびわれ、または角落が小さく、進展の恐れは少ない。
		②沈 下 移 動 倒 れ	倒壊に結びつく著しい沈下、移動または倒れがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	沈下、移動または倒れが大きく、進展の恐れがあつたり、上部のり面などに悪影響を及ぼしたりしている。	沈下、移動、または倒れが小さく進展の恐れは少ない。
		③目地の異常	—	目地のずれ、開き、または段差などが著しく、進展の恐れがある。	目地のずれ、開き、または段差などがあるが、進展の恐れは少ない。
		④洗 挖	—	基礎または躯体周辺が著しく洗掘されており、進展の恐れがある。	基礎または躯体の周辺が洗掘されているが、進展の恐れは少ない。

細目区分	種別	項目	判 定	AA	A	B
		⑤排 水 湧 水	倒壊に結びつく著しい、目地などからの出水、水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	倒壊に結びつく著しい、目地などからの出水、水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	目地、または打継目などからの異常な出水、急な水のにごり、水量の変化、また水抜き穴のつまりなどがあり、本体に悪影響を及ぼすような背面水圧の上昇などの恐れがある。	目地または打継目などからの出水急な水のにごり、水量の変化、または水抜き穴のつまりなどがある。

### 3. 排水施設

#### 3-(1) 路面排水 判定の標準

路面排水施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
路 面 排 水 施 設	路肩側溝 円型水路 ロールドガッタ ー 中央分離 帯側溝 縦 溝 のみ口 中央分離 帯のみ口 排水管 集水ます マンホール	①本体の損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>○盛土部路肩側溝などに、溢流またはのり面崩壊に結びつく本体の損傷があり、第三者に支障となっているか、その恐れがある。</li> <li>○蓋に、はざれ、または著しい損傷があり、または引き続き進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本体に損傷があり、排水機能が著しく低下している。</li> <li>○蓋に、はざれ、または損傷があり、機能が著しく低下している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本体に損傷があり排水機能が低下している。</li> <li>○蓋に損傷があり、機能が低下している。</li> </ul>
		②接続部不良	—	漏水があり、底面または側面が先掘している。	漏水があり、底面または側面が軽微に洗掘している。
		③塵芥・土砂などの堆積	溢流、またはのり面崩壊に結びつく塵芥・土砂などの堆積があり、第三者に支障となっているか、その恐れがある。	排水機能が著しく低下しており、路面滯水がある。	排水機能が低下しており、一時的な路面滯水がある。

3-(2)のり面排水 判定の標準  
のり面排水施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			①本体の損傷	②接続部不良	③塵芥・土砂などの堆積
のり面排水施設	のり肩排水溝	①本体の損傷	排水溝、または縦溝などに溢流、またはのり面崩壊に結びつく本体の損傷があり、交通、または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	○本体に損傷があり、排水機能が著しく低下している。 ○蓋に、はずれ、または損傷があり、機能が著しく低下している。	○本体に損傷があり、排水機能が低下している。 ○蓋に損傷があり、機能がが低下している。
	小段排水溝	②接続部不良	—	漏水があり、底面または側面が先掘している。	漏水があり、底面または側面が軽微に洗掘している。
	のり尻排水溝	③塵芥・土砂などの堆積	溢流、またはのり面崩壊に結びつく塵芥・土砂などの堆積があり、交通、または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	排水機能が著しく低下している。	排水機能が低下している。
	縦溝集水ます	④雑草による通水阻害	—	排水機能が著しく低下している。	排水機能が低下している。

3-(3)橋梁排水施設 判定の標準  
橋梁排水施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			①本体の損傷	②塵芥・土砂などの堆積	③塵芥・土砂などのつまり
橋梁排水施設	橋梁排水ます	①本体の損傷	蓋に、はずれ、または著しい損傷があり、交通に支障となっている。	蓋に、はずれ、または損傷があり、機能が著しく低下している。	蓋に、損傷があり、機能が低下している。
		②塵芥・土砂などの堆積	横面滯水に結びつく塵芥・土砂などの堆積があり、交通に支障となっている。	排水機能が著しく低下しており、橋面滯水がある。	排水機能が低下しており、一時的な橋面滯水がある。
	橋梁伸縮継手排水樋	①本体の損傷	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水があり、支承、または橋梁本体の主要鋼材が著しく腐食している。	漏水がある。
		②塵芥・土砂などの堆積	溢流があり、第三者に支障となっている。	溢流があり、支承、または橋梁本体の主要鋼材が著しく腐食している。	溢流がある。
	橋梁排水管	①本体の損傷	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水があり、取付金具、または橋梁本体の主要鋼材が著しく腐食している。	漏水がある。
		②接続部不良	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水があり、取付金具、または橋梁本体の主要鋼材が著しく腐食している。	漏水がある。
		③塵芥・土砂などのつまり	橋面滯水または、受けますからの漏水に結びつく塵芥・土砂などのつまりがあり、交通または第三者に支障となっている。	排水機能が著しく低下しており、橋面滯水、または受ますからの溢流があり、取付金具または、橋梁本体の主要鋼材が著しく腐食している。	排水機能が低下しており、一時的な橋面滯水、または受ますからの溢流がある。

### 3- (4) 側道・道路隣接地域排水施設 判定の標準

側道・道路隣接地域排水施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
側道 ・ 道 路 隣 接 地 域 排 水 施 設	排水溝 排水管 集水ます マンホール	①本体の損傷	切土区間の側道排水溝などに、溢流またはのり面崩壊に結びつく本体の損傷があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	○本体に損傷があり、排水機能が著しく低下している。 ○蓋のはずれ、または損傷があり、機能が著しく低下している。	○本体に損傷があり、排水機能が低下している。 ○蓋に損傷があり、機能が低下している。
		②接続部不良	—	漏水があり、底面または側面が洗掘している。	漏水があり、底面または側面が軽微に洗掘している。
		③塵芥・土砂などの堆積	溢流、またはのり面崩壊に結びつく塵芥・土砂などの堆積があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	排水機能が著しく低下している。	排水機能が低下している。
		④雑草による通水阻害	—	排水機能が著しく低下している。	排水機能が低下している。
	コンクリート 水路 アロック積 水路	①本体の損傷	溢流に結びつく本体の損傷があり、交通または第三者に支障となっている。	本体に損傷があり、排水機能が著しく低下している。	本体に損傷があり、排水機能が低下している。
		②塵芥・土砂などの堆積	溢流、またはのり面崩壊に結びつく塵芥・土砂などの堆積があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	排水機能が著しく低下している。	排水機能が低下している。

## 4. 橋 梁

### 4-(1)コンクリート構造物(上部Ⅰ) 判定の標準

コンクリート構造物(上部工)の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
コンクリート構造物(上部工)	RC桁 RC床版	①漏 水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	遊離石灰が二方向に発生しており、両方向ともその間隔が50cm以下である。	遊離石灰が一方向に発生している。
		②ひびわれ 角 落	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、交通、または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)、または角落があり、ひびわれ最小間隔は50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)あり、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		③はくり 抜け落	はくり、抜け落があり、または引き続きその可能性があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		④鉄筋の露出 ・腐 食	—	主構造部分の主鉄筋が、大きく(長さ50cm以上)、露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が局部的に露出したり、腐食したりしている。
		⑤空 洞 豆 板	—	主構造部分に著しい空洞、または豆板がある。	局部的に空洞、または豆板がある。
		⑥たわみ 振動の異常	—	○橋面上に異常な滯水が繰り返し発生する。 ○極端なたわみが目視される。 ○橋面上に立って、特に異常な振動を感じる。	—
		⑦橋梁下の建 築限界	—	橋梁下側の建築限界を侵している。	—
PC桁 PC床版	PC桁 PC床版	①漏 水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	遊離石灰が二方向に発生しており、両方向ともその間隔が50cm以下である。	遊離石灰が一方向に発生している。
		②ひびわれ 角 落	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、交通、または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.2mm以上)、または角落があり、ひびわれ最小間隔は50cm未満である。	ひびわれ(幅0.2mm以上)があり、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		③はくり 抜け落	はくり、抜け落があり、または引き続きその可能性があり、交通、または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		④鉄筋の露出 ・腐 食	—	○主構造部分の鉄筋が、大きく(長さ50cm以上)露出したり、腐食したりしている。 ○PC鋼材またはシースが大きく(長さ50cm以上)がある。露出している。 ○PC定着体が露出している。	○鉄筋が、局部的に露出したり腐食したりしている。 ○PC鋼材または、シースが、局部的に露出している。

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			—	局部的に空洞、または豆板がある。	主構造部分に大きな空洞、または豆板ある。
		⑤空 洞 豆 板	—	○橋面上に異常な滯水が繰り返し発生する。 ○極端なたわみが目視される。 ○橋面上に立って特に異常な振動を感じる。	—
		⑥たわみ 振動の異常	—	○橋梁下側の建築限界を侵している。	—
		⑦橋梁下の建 築限界	—		—

#### 4-(2) コンクリート構造物(下部I)判定の標準

##### コンクリート構造物(下部工)の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分	種別	判定項目	AA	A	B
コンクリート構造物(下部工)	橋台橋脚	①ひびわれ 角落	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)、または角落があり、ひびわれ最小間隔は50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)あり、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		②はくり	はくりがあり、さらに引き続きその可能性があり、第三者に支障となる恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		③鉄筋の露出 ・腐食	—	主構造部分の主鉄筋が、大きく(長さ50cm以上)、露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が局部的に露出したり、腐食したりしている。
		④空洞 豆板	—	主構造部分に、大きな空洞、または豆板がある。	大きな空洞、または豆板がある。
		⑤漏水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水、または遊離石灰の流出が著しく、主構造部分の鋼材を腐食させている。	局部的に漏水、または遊離石灰の流出があり、鋼材を腐食させている。
		⑥沈下 移動 倒れ	—	○沈下(沈下量25mm以上)などがあり、上部工、支承または隣接構造物に悪影響を及ぼしている。 ○橋台パラペットが主桁を拘束して、温度変化などにより、桁に大きな応力が生じる恐れがある。	沈下(沈下量15mm以上25mm未満)などがあり、上部工、支承または隣接構造物に悪影響を及ぼす恐れがある。
		⑦洗掘 河床低下	—	○フーチング、またはケイソンなどの頭部が、洗掘または河床低下などにより、設計面下まで露出している。 ○橋台ウイング周辺が著しく洗掘されている。	○フーチング、またはケイソンなどの頭部が、洗掘または河床低下などにより、露出している。 ○橋台ウイング周辺が洗掘されている。
	根固 床固 護岸	①沈下 移動 流失	流失などがあり、また引き続きその進展の可能性があり、第三者に支障となっているか、その恐れがある。	沈下、移動、または流失により、全体的に著しい損傷がある。	沈下、移動または流失により、局部的に損傷がある。

#### 4-(3) 鋼構造物 判定の標準

##### 鋼構造物の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分		判 定 項目	AA	A	B
鋼 構 造 物	鋼 桁 鋼床版 鋼橋脚 鋼横梁	①部材のひび われ	—	主構造部材に大きなひび われによる断面の欠損があ る。	部材に局部的なひびわれ がある。
		②部材の変型 ・脱 落	部材に変型、脱落があり、 または引続その可能性があ り、交通、または第三者に 支障となっているか、その 恐れがある。	主構造部材に著しい変型 がある。	部材に局部的な変型があ る。
		③H. T. ボ ルトの脱落 ・ゆるみ	H. T. ボルトの脱落が あり、さらに引続きその可 能性があり、第三者に支障 となる恐れがある。	連結部 1箇所あたり 2本 以上の脱落がある。	連結部 1箇所あたりに、 1本の脱落、2本以上のゆ るみ、または腐食がある。
		④リベットの 脱落・ゆる み	リベットの脱落があり、 さらに引続きその可能性が あり、第三者に支障となる 恐れがある。	連結部 1箇所あたり 2本 以上の脱落がある。	連結部 1箇所あたりに、 1本の脱落、2本以上のゆ るみ、または腐食がある。
		⑤異常音	—	桁、または梁に、搖れ、 きしみ、または車両の衝撃 による大きな異常音が発生 している。	異常音が発生している。
		⑥橋梁下の建 築限界	—	橋梁下側の建築限界を侵 している。	—
鋼 製 落 橋 防 裝 置 ・ 檢 查 路	鋼 製 落 橋 防 裝 置 ・ 檢 查 路	①部材の損傷	部材に変型、または脱落 などがあり、さらに引続き その可能性があり、第三者 に支障となる恐れがある。	部材に著しいひびわれ、 または変形がある。	局部的にひびわれ、また は変形がある。
		②遊間の異常	—	遊間が不良で、桁の移動、 または回転が不能である。	遊間が不良で、桁の移動 または回転に支障がある。
		③ボルトの脱 落・ゆるみ	H. T. ボルトまたは普 通ボルトの脱落があり、さ らに引続きその可能性があ り、第三者に支障となる恐 れがある。	○H. T. ボルトが連結部 1箇所あたり 1本以上脱 落していたり、2本以上 ゆるんでいたりする。 ○普通ボルトが連結部 1箇 所あたり 2本以上脱落し ている。	○H. T. ボルトが連結部 1箇所あたり 1本以上ゆ るんでいる。 ○普通ボルトが連結部 1箇 所あたり 1本以上脱落し ていたり、2本以上ゆる んでいたりする。

#### 4-(4) 鋼橋床版 判定の標準

##### 鋼橋床版の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分	種別	判 定		B
		項目	AA	
鋼 橋 床 版	—	①漏 水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	遊離石灰が二方向に発生しており、両方ともその間隔が50cm以下である。
		②ひびわれ 角 落 すりへり	コンクリートの欠落に結びつく、著しいひびわれなどがあり、交通、または第三者に支障となる恐れがある。	二方向のひびわれ、または亀甲状のひびわれがあり、角落・すりへりが生じている。ひびわれ幅は0.1mm以上で、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		③はくり 抜け落	はくり、抜け落があり、または引き続きその可能性があり、交通、または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	大きなはくり（径50cm以上）がある。
		④鉄筋の露出 ・腐 食	—	主構造部分の主鉄筋が大きく（長さ50cm以上）露出したり、腐食したりしている。
		⑤空 洞 豆 板	—	主構造部分に大きな空洞、または豆板がある。
		⑥補強縦桁・ 補強鋼板の 付着切れ・ シール材の はくり	—	付着切れが、最大曲げ部分の縦桁で、長さ50cm以上または鋼板で広さ50×50cm以上発生している。

#### 4- (5) 塗装 判定の標準

塗装の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			AA	A	B
塗装	—	①ひびわれ ふくれ はがれ 錆	—	部材全体に、ひびわれ、はがれ、ふくれ、または錆が発生しており、その面積が全体面積の20%以上である。	局部的に、ひびわれ、はがれ、ふくれ、または錆が発生しており、その面積が全体面積の10%以上20%未満である。
		②漏 水 滯 水	—	○漏水により、主構造部材に広く腐食が発生している。 ○箱桁内に滯水があり、広く腐食している。	○漏水により、部材が局部的に腐食している。 ○箱桁内に滯水があり、局部的に腐食している。

#### 4- (6) 支承 判定の標準

##### 支承の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
支 承	鋼製支承	①本体の損傷	本体の損傷があり、または引き続きその進展の可能性があり、交通に支障となっているか、その恐れがある。	上下杳のわれ、沈下、または傾斜により、支持、回転または移動などの機能が果たせない。	上下杳にひびわれ、または傾斜がある。
		②附属物の損傷	—	ストッパー、浮き上がり止アンカーボルト、またはセットボルトなどが切断している。	ストッパー、浮き上がり止アンカーボルト、またはセットボルトなどに、ひびわれまたはゆるみがある。
		③腐 食	—	○全体的に著しく腐食している。 ○ローラーやペアリングプレートが腐食しており、回転、または移動の機能が果たせない。	○部分的に腐食がある。 ○ローラーやペアリングプレートの錆により、回転、または移動の機能に支障がある。
		④沓座コンクリート ・沓座モルタル ・保護モルタル の損傷	—	○沓座コンクリート広くひびわれがある。 ○沓座モルタルに、空洞またはわれがある。	保護モルタルに、われ、またははくりがある。
		⑤遊間の異常	—	支承遊間の不良で、軸の回転、または移動の機能が果たせない。	支承遊間の不良で、軸の回転、または移動の機能に支障がある。
		⑥異常音	—	大きな異常音が発生している。	異常音が発生している。
		⑦塵芥・土砂 などの堆積	—	支承が塵芥・土砂などの堆積により、埋まっている。	支承周辺に塵芥・土砂などの堆積がある。
ゴム支承	ゴム支承	①ひびわれ はらみ ず れ めくれ	—	ゴム全体に、ひびわれ、はらみ、ずれ、またはめくれがある。	ゴムの一部分に、ひびわれ、はらみ、ずれ、またはめくれがある。
		②沓座コンクリート ・沓座モルタル の損傷	—	○沓座コンクリートに、広くひびわれがある。 ○沓座モルタルに、大きなひびわれまたは角欠けがある。	○沓座コンクリートに、局部的なひびわれがある。 ○沓座モルタルにひびわれがある。
		③塵芥・土砂 などの堆積	—	支承が、塵芥・土砂などの堆積により、埋まっている。	支承周辺に塵芥・土砂などの堆積がある。

#### 4- (7) 高欄・地覆 判定の標準

##### 高欄・地覆の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおよその目安を示している。

細目区分	種別	判 定 項目	AA	A	B
			①損傷	②腐食	③ひびわれ
高 檻 地 覆	鋼製高欄	①損傷	部材の脱落があり、交通に支障となっている。	広範囲に、大きな変型、またはひびわれがある。	局部的に、変型、ひびわれ、またはボルトの脱落がある。
		②腐食	—	広範囲にわたり、著しく腐食している。	局部的に著しく腐食している。
	コンクリート製 高欄	①ひびわれ	コンクリートの欠落に結びつく著しい、ひびわれがあり、第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)があり、ひびわれ最小間隔は50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)があり、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		②はくり 破損	はくり、または著しい破損があり、または引き続きその可能性があり、交通または第三者に支障となっているか、その恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
地 覆	地 覆	③鉄筋の露出 ・腐食	—	主鉄筋が大きく(長さ50cm以上)露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が部分的に露出したり腐食したりしている。
		①ひびわれ	コンクリートの欠落に結びつく著しい、ひびわれがあり、第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)、角落ちがあり、ひびわれ最小間隔は50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)があり、ひびわれ最小間隔は50cm以上1m未満である。
		②はくり	著しいはくりがあり、さらに引き続きその可能性があり、第三者に支障となる恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		③鉄筋の露出 ・腐食	—	主鉄筋が大きく(幅50cm以上)露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が部分的に露出したり、腐食したりしている。
		④漏水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水または遊離石灰の流出が著しく、主構造部の鋼材を腐食させている。	局部的に漏水、または遊離石灰の流失がある。

## 5 カルバート 判定の標準

### カルバートの定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

注) 数値はおおよその目安を示している。

細目区分		判 定 項目	AA	A	B
種別					
鉄筋コンクリートカルバート		①ひびわれ 角 落	コンクリートの欠落に結びつく著しいひびわれなどがあり、交通または第三者に支障となる恐れがある。	ひびわれ(幅0.3mm以上)は角落があり、ひびわれ最小間隔は、50cm未満である。	ひびわれ(幅0.3mm以上)があり、ひびわれ最小間隔は、50cm以上1m未満である。
		②はくり 抜け落	はくりまたは抜け落があり、さらに引続きその可能性があり、第三者に支障となる恐れがある。	大きなはくり(径50cm以上)がある。	小さなはくり(径50cm未満)がある。
		③鉄筋の露出 ・腐 食	—	主構造部分の主鉄筋が大きく(長さ50cm以上)露出したり、腐食したりしている。	主鉄筋が局部的に露出したり、腐食したりしている。
		④空 洞 豆 板	—	主構造部分に大きな空洞、または豆板がある。	大きな空洞、または豆板がある。
		⑤漏 水 遊離石灰	漏水があり、第三者に支障となっている。	漏水または遊離石灰の流出が著しく、主構造部分の鋼材を腐食させている。	局部的な漏水、遊離石灰の流失があり、鋼材を腐食させている。
		⑥沈 下 洗 挖	—	○著しい沈下があり、内部水路または戻る場カルバート内が滯水している。 ○著しい沈下があり、取付道路との接続部の路面に、大きな段差が生じている。 ○ウイング周辺などが著しく洗掘されている。	○沈下により、内部水路機能が低下している。 ○ウイング周辺などが洗掘されている。
		⑦目地の異常	目地のずれ、開き、または段差により、止水板などの落下があり、さらに引続きその可能性があり、第三者に支障となる恐れがある。	目地のずれ、開き、または段差などがあり、止水板などの落下の恐れがある。	目地のずれ、開きまたは段差などがある。
鉄筋コンクリートパイプカルバート		①ひびわれ	—	全体的なひびわれがあり、進展の恐れがある。	局部的なひびわれがあるが、進展の恐れは少ない。
		②はくり	—	全体的なはくりがある。	局部的なはくりがある。
		③鉄筋の露出 ・腐 食	—	鉄筋が全体的に露出したり、腐食したりしている。	鉄筋が局部的に露出したり、腐食したりしている。
		④沈 下	—	大きな沈下により、通水機能が著しく低下し、内部に滯水がある。	沈下により通水機能が低下している。
		⑤接続部の損傷	—	接続部に開き、ずれ、またはわれなどが著しく生じ、漏水がある。	接続部に開き、またはわれなどがある。
		⑥塵芥・土砂などの堆積	—	排水機能が著しく低下し、内部に滯水している。	排水機能が低下している。

細目区分		判 定 種別	AA	A	B
		項目			
コ ル ゲ ー ト パ イ プ カ ル バ ー ト	—	①本体の損傷	—	本体に大きな変型または著しいひびわれなどがある。	本体に変型、またはひびわれなどがある。
		②腐 食	—	全体的に著しく腐食している。	局部的に腐食している。
		③沈 下	—	大きな沈下により排水機能が著しく低下し、内部に滯水がある。	沈下により排水機能が低下している。
		④接続部の損傷	—	接続部に開き、ずれ、またはわれなどがあり、著しい漏水がある。	接続部に開き、またはずれなどがある。
		⑤塵芥・土砂などの堆積	—	排水機能が著しく低下し、内部に滯水している。	排水機能が低下している。

## 6 交通安全施設 判定の標準

### 交通安全施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 項目	AA	A	B
防 護 柵	ガードレール ・ポックスピ ーム・ガード パイプ	①本体の損傷	ビーム、パイプ、または支柱に著しい破損、脱落、または倒れなどがあり、交通に支障となっている。	ビーム、パイプ、または支柱に、広範囲な破損、変型、たわみまたは傾きなどがある。	ビーム、パイプ、または支柱に局部的な破損、変型、たわみまたは傾きなどがある。
		②附属物の損傷	—	取付金具、またはボルトに脱落、破損または切断などがあり、本体の脱落または破損の恐れがある。	取付金具、またはボルトに破損、変型、またはゆるみなどがあり、脱落または切断の恐れがある。
		③腐食	—	広範囲にわたり著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。
		④基礎部の損傷	—	支柱取付部アンカーに、脱落、切断、ゆるみ、または基礎周辺の著しい洗掘などがあり、本体の損傷の恐れがある。	支柱取付部アンカーに、著しい破損、または基礎周辺の洗掘などがあるが、本体の損傷の恐れがは少ない。
ブロックコンクリート	ガードケーブル	①本体の損傷	ケーブルの破損、切断、または支柱の倒れなどがあり、交通に支障となっている。	ケーブル、または支柱に、広範囲な破損、たるみ、または傾きなどがある。	ケーブル、または支柱に、局部的な破損、たるみ、または傾きなどがある。
		②附属物の損傷	—	取付金具、またはボルトに脱落、破損、または切断などがあり、本体の脱落または破損の恐れがある。	取付金具、またはボルトの著しい破損、変型、またはゆるみなどがあり、脱落または切断の恐れがある。
		③腐食	—	広範囲にわたり著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。
		④基礎部の損傷	—	支柱取付部アンカーに、脱落、切断、ゆるみ、または基礎周辺の著しい洗掘などがあり、本体の損傷の恐れがある。	支柱取付部アンカーに、著しい破損、または基礎周辺の洗掘などがあるが本体の損傷の恐れは少ない。
眩光 防止 施設	ブロックコンクリート	①ひびわれ 角落	倒れ、または著しいコンクリートわれなどがあり、交通に支障となっている。	異常な傾き、またはコンクリートのわれなどがある。	—
	眩光防止網・眩光防止板・遮光ネット	①本体の損傷	網、板、ネット、または支柱に脱落、または倒れなどがあり、交通に支障となっている。	網、板、ネット、または支柱に広範囲な、破損、変型または傾きがある。	網、板、ネット、または支柱に局部的な、破損、変型、または傾きなどがある。
		②附属物の損傷	—	取付金具またはボルトの脱落、破損、または切断などがあり、本体の脱落または破損の恐れがある。	取付金具またはボルトの破損、変型またはゆるみなどがあり、脱落または切断の恐れがある。
		③腐食	—	広範囲にわたる著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。

細目区分	種別	項目	判 定		
			AA	A	B
中央分離帯転落防止網	—	①本体の損傷	ネット、またはロープに、脱落または切断などがあり、第三者に支障となっている。	ネット、またはロープに広範囲な破損などがある。	ネット、またはロープに局部的な破損などがある。
		②附属物の損傷	—	取付金具、またはボルトに、脱落、破損または切断などがあり、本体の脱落または破損の恐れがある。	取付金具、またはボルトに、破損、変型、またはゆるみなどがあり、脱落または切断の恐れがある。
		③腐 食	—	広範囲にわたり著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。
落 下 物 防 止 柵	—	①本体の損傷	網、または支柱に、脱落、または倒れなどがあり、交通または第三者に支障となっている。	網、または支柱に、広範囲な破損、変型、または傾きなどがある。	網、または支柱に、局部的な、破損、変型、または傾きなどがある。
		②附属物の損傷	—	取付金具、またはボルトに、破損、またはゆるみなどがあり、本体の機能低下の恐れがある。	取付金具、またはボルトの破損、またはゆるみなどがあるが、本体の機能低下の恐れは少ない。
		③基礎部の損傷	—	アンカーボルトに、破損、またはゆるみなどがあり、本体の損傷の恐れがある。	アンカーボルトに、破損、またはゆるみなどがあるが、本体の損傷の恐れは少ない。
		④腐 食	—	広範囲にわたり著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。

## 7 交通管理施設 判定の標準

### 交通管理施設の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		判 定 種別 項目	AA	A	B
標識	—	①本体の損傷	標識板または支柱に脱落、変型、または倒れなどがあり、交通に支障となっている。	○標識板、または支柱に変型、傾き、または著しい破損などがある。 ○反射シートのはがれ、汚れ、または塗装の劣化などにより文字、図形などの判読が困難である。	○標識板、または支柱に、局部的な変型、または破損などがある。 ○反射シートのはがれ、汚れ、または塗装の劣化などがあるが、文字、図形などの判読は可能である。
		②附属物の損傷	—	取付金具、またはボルトに、脱落、切断または著しい破損などがあり、本体に脱落または破損の恐れがある。	取付金具、またはボルトに、破損、変型、またはゆるみなどがあり、附属物に脱落または切断の恐れがある。
		③腐食	—	広範囲にわたり著しい腐食がある。	局部的に著しい腐食がある。
		④基礎部の損傷	—	支柱取り付け部アンカーに、脱落、切断、ゆるみ、または基礎周辺の著しい洗掘などがあり、本体の損傷の恐れがある。	支柱取り付け部アンカーに、著しい破損、または基礎周辺の洗掘などがあるが、本体の損傷の恐れは少ない。
路面標示	—	①トライックペイントの損傷	—	連続的なうすれ、消え、われ、または変色などがある。	局部的なうすれ、消え、われ、または変色などがある。
視線誘導標	—	①本体の損傷	反射体または支柱に、脱落、または倒れがあり、交通に支障となっている。	連続的な脱落、破損、または汚れなどがある。	局部的な脱落、破損、または汚れなどがある。
距離標	—	①本体の損傷	板または支柱に、脱落、または倒れがあり、交通に支障となっている。	連続的な脱落、破損、または汚れなどがある。	局部的な脱落、破損、または汚れなどがある。

## 8 その他の施設 判定の標準

その他施設(遮音壁、防雪施設、気象観測機器)の定期点検、臨時点検に用いる判定の標準

細目区分		種別	判 定 項目	AA	A	B
遮 音 壁	遮 音 タ イ プ ・ 吸 音 タ イ プ			①本体の損傷 ②附属物の損傷 ③腐 食 ④基礎部の損傷	パネル、または支柱に、脱落、または倒れなどがあり、交通に支障となっている。 ——	パネル、または支柱に、破損、変型、または傾きなどがあり、機能低下が認められる。 ○管理用扉などが開閉しない。
防 雪 施 設	雪 庇 予 防 柵 ・ 防 雪 柵	——	①本体の損傷 ②附属物の損傷 ③腐 食 ④基礎部の損傷	パネル、ネット、または支柱に、脱落、倒れなどがあり、交通の支障となっている。 ——	パネル、ネット、または支柱に、広範囲な、破損、変型、または傾きなどがある。 取付金具、またはボルトに、脱落、破損、または切断などがあり、本体の脱落、または破損の恐れがある。	パネル、ネット、または支柱に、局部的な、破損、変型、または傾きなどがある。 取付金具、またはボルトに、破損、変型、またはゆるみなどがあり、脱落、または切断の恐れがある。
気 観 測 機 器	——	——	①機器の損傷 ②作業の異常	機器の損傷、または著しい腐食などがあり、機能を停止している。 記録紙の巻き取り不良、記録用インクの切れ、記録時刻の不良、または針・雨水受け皿のごみづまりなどがあり、作動に異常がある。	——	——
立 入 防 止 柵	ネットフェンス	——	①損 傷	フェンスが、倒れ交通に支障をきたしている。フェンスが破損して、人が出入り可能、または、その恐れがある。	フェンスが、倒れる恐れがある。ネット支柱が、著しく腐食している。鉄線が切れている。	フェンスが、腐食している。

## 《付 錄》

1. 年間点検工程計画書———— 様式-1 ————— 36
2. 点 檢 表———— 様式-2 ————— 37
3. 点 檢 調 書———— 様式-3 ————— 38
4. 点 檢 報 告 書———— 様式-4 ————— 39

# 年間点検工程計画書

様式-1

(令和 年度)

道路名	
-----	--

確認印				

点検種別	区別	細目区分	1／四半期			2／四半期			3／四半期			4／四半期			備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
通常点検															
定期点検															
臨時点検															
その他 点検	排水ポンプ	ポンプ清掃 横断管清掃													

## 点検表(区分〇.〇〇〇)

## 樣式—2

細目区分	種別	項目
※ 対象構造物・点検項目（表－1）（P 5）の区分毎に細目区分、種別、項目を記入すること。		

※ 対象構造物・点検項目（表-1）（P5）の区分毎に細目区分、種別、項目を記入すること。

# 点検調査書(点検)

令和 年 月

### 樣式 – 3

区分	事務所名	道路名	判定区分	
細目区分	種別	項目	AA	損傷が著しく、交通の安全確保、または第三者に対し、支障となって いるかもしくはその恐れがあり、緊急補修の必要のある場合
(1)舗装	1)アスファルト舗装	①路上障害物 ②油、路面の汚れ ③ポットホール ④はがれ ⑤陥没 ⑥段差 ⑦磨耗(わだち掘れ) ⑧ひびわれ ⑨はくり ⑩滯水 ⑪縦断の凹凸コルゲーション ⑫経年劣化	A	損傷が大きく、補修するかどうかの検討が必要な場合
			B	損傷が小さいが補修するかどうかの検討が必要な場合
			OK	損傷がないが、あっても軽微で、補修する必要がない場合
(2)伸縮装置	1)切削目地 2)ゴムジョイント 3)鋼製ジョイント	①本体の損傷 ②目地の損傷 ③異常音 ①本体の損傷 ②後打材 ③段差 ④遊間の異常 ⑤異常音	処置方針	
(3)縁石	1)アスファルト縁石 2)エコブロック縁石	①本体の損傷	(1)応急処置 (2)緊急補修 (3)臨時点検 (4)調査 (5)観察 (6)補修	

## 点検報告書

様式-4

年度 整理番号		処置 方針		(1)応急処置		(4)調査 重点		区 間		上下別 位置		処置月日		処置内容	
月・日	No	(2)緊急補修	(3)臨時点検	(5)観察	(6)補修構造物	点検対象	区分	区分	細目	区分	種別	点検項目	判定	処置方針	
位置図															

状況のスケッチ及び写真

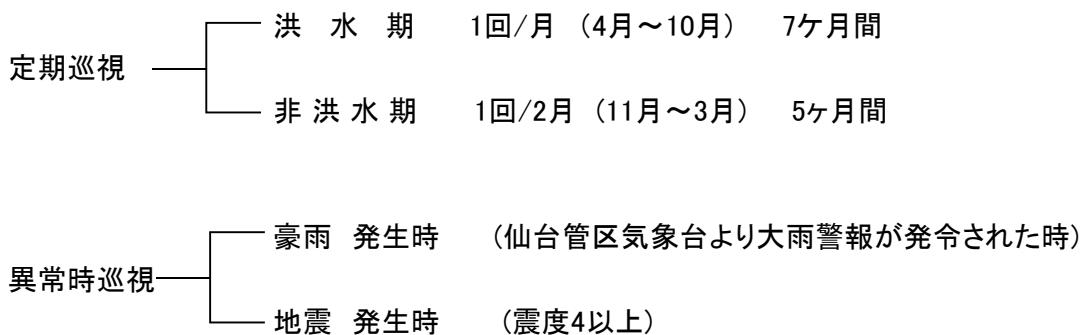
状況の概要

# 防災調整池管理規則(案)

## 1) 防災調整池の管理者

- ・工事中の管理は、工事施工会社がこの管理規則により管理をする。
- ・工事完了後の管理は、宮城県道路公社がこの管理規則により管理をする。

## 2) 巡視及び点検項目



### ◆点検項目

- ①調整池堤体の破損の有無
- ②調整池の排水状態確認
- ⑤調整池法面の崩壊の有無
- ④放流施設における呑口のゴミ堆積状況確認
- ⑤調整池内における堆砂量の確認

これらの点検事項を、巡視報告書に記載し管理する。

## 3) 調整池の維持管理

毎年(年2回)、調整池堤体の草刈りを行う。

出水後：出水により放流施設、呑口施設に堆積したゴミ、ヘドロ等は除去する。

出水により堤体等に異常が生じた場合は、早急に復旧する。

## 4) 出水時の監視体制

出水時は管理者が待機し、出水が収まるまで監視を続ける。

また、巡視中に出水が確認された場合は、調整池付近は勿論、流末水路、及び流末河川についても監視を行う。

## 防災調整池巡視点検報告書

巡視日	令和 年	巡視種別	定期 <input type="checkbox"/>	巡視者	
	月 日( )		豪雨 <input type="checkbox"/>		
	天候:		地震 <input type="checkbox"/> (震度 )		

点 檢 項 目	調整池	異常の有無		異常箇所の概要	処 置 の 概 要
		有	無		
1 堤体破損	調整池A (上り線)				
	調整池B (下し線)				
2 貯水池法面崩壊	調整池A (上り線)				
	調整池B (下り線)				
3 貯水池内異常堆砂	調整池A (上り線)				
	調整池B (下し線)				
4 放流施設堆砂・ゴミ付着	調整池A (上り線)				
	調整池B (下り線)				
5 放流培内障害物	調整池A (上り線)				
	調整池B (下し線)				
6 洪水吐内障害物	調整池A (上り線)				
	調整池B (下り線)				
7 放流塔亀裂等の異常	調整池A (上り線)				
	調整池B (下し線)				
8 洪水吐亀裂等の異常	調整池A (上り線)				
	調整池B (下り線)				
9 流末水路内の通水障害物	調整池A (上り線)				
	調整池B (下し線)				
10 その他( )	調整池A (上り線)				
	調整池B (下り線)				
備 考					